

事業費の積算について

【はじめにー】

市民企画提案事業は、倉敷市における市民協働を推進するために必要不可欠な事業であると考えています。この事業を進めていくための市民企画提案事業審議会の皆様のご努力に敬意を表します。

私たちは今回、本事業を提案するにあたり応募の手引きを読み返しましたが、私たちの提案が倉敷市の協働の指針において書かれている協働の形態のどれにあたるのか？について判断ができませんでした。

応募の手引きでは、補助、補助金という単語が多用されていることから、広義の協働の中でも、補助事業を主な対象にしている事業設計になっているようですが、「目的」にあるように「本市と協働することでより効果的な取り組みになる事業」であれば提案できると判断して、協働の形態については不明のまま提案させていただきます。

また、事業予算書についてわかりにくい面があるかと思い、以下にまとめました。

私たちは本事業の形態が何であるか？を優先しているわけではなく、本事業による地域課題の解決を最優先に考えています。協働の形態が何になるのかについては、市民企画提案事業審議会においてご判断していただく事を希望しています。

また、次年度以降の提案の検討や他の団体のためにも、判断基準や判断理由などをお教えいただければ幸いです。

協働はこれからの領域であり、制度的にも未整備な現状でご検討いただくのは困難でしょうが、よろしく願いいたします。

くらしきパートナーシップ推進ひろば 代表 佐藤尚宏

【提案事業の位置付けについて】

- 倉敷市市民企画提案事業 応募の手引き（平成21年度実施事業応募要領）1 目的 に、「この事業は、地域の課題を解決することを目的とした、自発的かつ自立的に行う活動のうち、本市と協働することでより効果的な取り組みになる事業を公募する」とあるように、協働事業の公募であると理解している。
- 当団体は、本事業を「広義の協働事業」であると考えて応募する。「市民公益活動の適切な促進をうながすための取り組み」、協働での取り組みが必要だと考えているからである。
- ここでいう「広義の協働事業」とは、「倉敷市協働の指針」で明示されている協働の形態の「後援」「補助」「共催」「参画・提言」「委託」の事である。
- 「委託」に関しては、本来行政が責任を持って担うべき分野として考えられている領域において、市民公益活動団体等の特性や能力を活かしてより効果的に事業目的を達成する形態。例えば、施設の運営・管理、各種調査、啓発活動、研修などがある。
と協働の指針に明記されている。※波線は筆者
- この事業が協働の形態として「後援」「補助」「共催」「参画・提言」「委託」のどの形態になるのかは、当団体として明確な判断根拠を持つに至っていないため、市民企画提案事業審議

会において判断していただく事を希望している。

- ・ 当団体としては、協働の形態がどのようになるか？という事を優先していない。「市民公益活動の適切な促進をうながすための取り組み」をより効果的なものとするための根拠や方針がないという地域課題の解決を最優先に考えている。

【予算書作成における考え方】

- ・ 事業予算の積算に関しては、本事業を実施する時にかかる全てのコストとして、フルコスト・リカバリーの考え方を参考に積算する事を基本方針とした。
- ・ 管理費に関しては、事務所の維持費や団体の通常経費などの間接費ではなく、協働事業における連絡調整や事業の管理にかかる経費として20%とした。
- ・ 人件費に関しては、本事業を自主事業として実施した時の最低ラインとして算出した。
- ・ 人件費の単価に関しては、行政からNPOへの委託事業で現在多く見られる単価を参考に、事業担当スタッフ：1600円/時間、アシスタントスタッフ：960円/時間とした。
- ・ 人件費の単価については、NPOの専門性を反映した単価とはしていない。

※ 現在、NPO への委託事業に係る人件費の積算には、行政の嘱託職員の給与水準などを参考に、700円から1,500円程度の時給が適用されることが多い。しかし、一般的には、このような給与水準は、補助的な業務を担当する者に適用される金額であり、主体的に事業を企画し、遂行するような場合に用いることは適当ではない。

「NPO と行政の協働に関する実務者会議」による

「～あいち協働ルールブックの推進に向けて～ 行政からNPO への委託事業の積算に関する提言(案)」平成19年2月(以下、同提言書)

P4 (1)現状の問題点分析 ①人件費の問題 より抜粋

【人件費における考え方】

- ・ 本事業の実施に必要な作業量をスタッフの人件費として積算しているが、その仕事を当団体だけで担う事は目的ではない。むしろ、多様な関係者で役割分担し進めていく事が望ましいと考えている。
- ・ 本事業を協働事業として実施する場合、適切な役割分担について協議し合意する必要がある。たとえば、協働事業として必要な仕事を倉敷市の職員などが分担した場合、本来の業務としての労働となるため人件費は支払われない。その場合、直接事業費としての人件費は減額される。
- ・ 一方、協働事業として役割分担がされない場合は、本事業実施にかかる労働はすべて当団体が担う事になる。その場合、他の助成金や寄付などによる資金調達が必要となる。
- ・ 資金調達が不足した場合は、当団体単独の負担となる事を想定している。そのため当団体が主催団体として全て実施する場合の人件費としての積算を行った。その場合、当団体のスタッフが結果として無報酬となる、もしくは、当団体の負債となるリスクを負う。
- ・ この様にスタッフの人件費に関しては、現段階で確定しきれない面が多いため、この様な予算となっている。

【用語の定義】 当団体が理解している用語の定義について

市民活動

市民による自発的な問題解決行動。

※無報酬で社会や他人に奉仕したがっている人たちの活動ではない。

NPO（民間非営利組織）

市民活動が組織化されたもの。

当事者と共感者・支援者による活動が中心。

気づきから始まり、学びと仲間づくりを経て、アドボカシーと市民事業に行き着く。

消費社会の流れ(孤立化と無力化)に抗して市民のエンパワメントをもたらす。

以上、せんだい・みやぎNPOセンター代表理事 加藤哲夫の定義より

市民事業

市民による自発的な問題解決行動が、事業に発展したもの。

例えば、不登校の子どもの親の会がフリースクールを運営するようになる＝市民事業のはじまり。フリースクールの運営には先生への給与、施設の賃貸費などの資金が必要となる。

NPOは必要な資金を、会費、寄付、助成金、自主事業による収益など、多様な資金源から調達する。

※市民事業の目的は、社会の問題解決であり、収益ではない。＝NPOの非営利性

※市民事業においては、報酬があるかないか、資金調達ができるかどうか、だけが事業実施の判断基準ではない。

※市民事業では、資金調達できなかつた結果として無報酬となる場合もある。

フルコスト・リカバリー（回収）

NPOと政府・行政との協働については、イギリスのコンパクトが参考になる。その中で規定されているのが、フルコスト・リカバリー（回収）である。

☆フルコスト回収の考え方

・NPO は公共サービスの一端を担う存在として安定的に活動する必要があり、イギリスでは、2002年に発行された財務省(HM Treasury)のレポートによって、NPOの「フルコスト回収」の問題が公に提起された。

・「フルコスト回収」とは「直接費のみならず、間接費(※1)も含めて、事業を実施するために必要なコストを全て回収する」という考え方であり、イギリスのコンパクト(※2)の関連資料などで、行政は契約にあたって「フルコスト回収」に配慮すべき旨が表明されている。

※1 フルコストに含まれる間接費としては、事務所維持に関する費用、本部機能に関する費用(総務、人事、ITなど)、ガバナンスに必要な費用(会計、監査、事業報告など)などがあげられている。

※2 コンパクトとは、イギリス政府とNPOとの間で締結された協定のことである。

同提言書 P3 イギリスで行われている議論 より、抜粋